

広島県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五十一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

広島市安芸区瀬野町字長者山甲五三六の二二、甲五三六の一九〇、甲五三六の一九一、甲五三六の一九九、甲五三六の三〇五、甲五三六の三〇八、字中立石二八九二の二、二八九五、二八九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

四 指定の有効期間

二年

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）